

**鳥取県告示第 432 号**

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 72 条第 2 項の規定に基づき、土地改良区の合併を平成 20 年 6 月 4 日認可したので、同条第 3 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 6 月 10 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 合併により設立する土地改良区  
岩美土地改良区
- 2 合併により解散する土地改良区  
岩井地区土地改良区  
小田川土地改良区  
小田南部土地改良区  
大谷土地改良区